



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例（税務課）…………… 3
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 5
- 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 6
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（衛生薬務課）…………… 6
- 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（文化振興課）…………… 26
- 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例（文化振興課）…………… 27
- 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（文化振興課）…………… 27
- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）…………… 31
- ちゅうらちな一安全なまちづくり条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）…………… 37

規 則

- 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）…………… 39
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 42
- 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（文化振興課）…………… 42

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示（総務私学課）…………… 44

訓 令

- 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令（文化振興課）…………… 44

人事委員会事項

- 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則…………… 47

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 沖縄県行政機関設置条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
那覇県税事務所及び自動車税事務所に分掌させる事務及び所管区域を改めることとした。（第2条及び第2条の2関係）
- 2 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 - (1) 自動車税事務所で行っている自動車税の種別割の定期賦課に関する事項の一部を各県税事務所の長に委任し、コザ県税事務所及び那覇県税事務所で行っている自動車税の種別割の滞納処分に関する事項の一部を自動車税事務所の長に委任し、県たばこ税、法人の県民税及び法人の事業税の賦課徴収に関する事項の一部を那覇県税事務所の長に委任する等、知事の権限を委任する事項を改めることとした。（第4条第2項から第4項まで関係）
 - (2) 徴収金は、知事が収納の事務を委託した者に納付又は納入することができることとする。こととした。（第15条関係）
- 3 沖縄県石油価格調整税条例の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
知事は、石油価格調整税の賦課徴収及び過料の徴収に関する権限を那覇県税事務所の長に委任することとした。（第18条第2項及び第19条関係）
- 4 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項）
 - (1) 2(2)に係る部分 令和3年2月1日
 - (2) 1、2(1)及び3に係る部分 令和3年4月1日

5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)

○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 関係法令の一部改正に伴い規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 令和7年度を目途として、沖縄県産業廃棄物税条例の規定について検討を行うこととした。(附則第5項関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 厚生労働省令で定める基準を参酌して営業施設の基準を改めることとした。(第2条及び別表第1から別表第3まで関係)
- 2 営業施設の基準を定めるべき営業が見直されたことを踏まえ、営業許可の申請に係る手数料の額等を改めるとともに、営業許可証の再交付に係る手数料を定めることとした。(第4条、第6条、第7条及び別表第4関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第3条及び第5条関係)
- 4 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和3年6月1日)から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(条例第53号)

- 1 県からの出資等に係る財産のうち、法人が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認める場合において知事の認可を受けて納付等をしなければならない重要な財産について定めることとした。(第1条)
- 2 法人が譲渡し、又は担保に供するときに知事の認可を受けなければならない重要な財産について定めることとした。(第2条)
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例(条例第54号)

- 1 法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定めることとした。(本則)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第55号)

- 1 沖縄県立芸術大学条例及び沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例を廃止することとした。<第1条及び第2条>
- 2 地方公務員法第29条第2項に規定する条例で定める法人に一般地方独立行政法人を加える等、次に掲げる関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。<第3条から第7条まで>
 - (1) 沖縄県職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
 - (2) 沖縄県職員の退職手当に関する条例
 - (3) 沖縄県情報公開条例
 - (4) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (5) 沖縄県個人情報保護条例
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 道路占用料の額を改めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第4項)

- ちゅうらうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第57号）
 - 1 アルコール関連犯罪の防止等について定めることとした。（第9章関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（目次、第1条、第25条及び第34条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第49号

沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

（沖縄県行政機関設置条例の一部改正）

第1条 沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）その他の県税に関する条例の定めるところによる県税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県那覇県税事務所の所管区域を県一円とする。

第2条の2第1項中「（徴収金の滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事務に関するものを除く。）」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、沖縄県税条例の定めるところによる自動車税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務に係る所管区域については、この限りでない。

（沖縄県税条例の一部改正）

第2条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「名護県税事務所、コザ県税事務所及び那覇県税事務所の所管区域における徴収金の滞納処分その他の規則で定める事項に関するもの」を「名護市、国頭郡、島尻郡、うるま市、沖縄市、中頭郡（北谷町を除く。）、那覇市、豊見城市、南城市及び糸満市の区域における第143条第1項の規定による普通徴収の方法によつて徴収する種別割に係るもの」に改め、同条第3項中「知事は」の次に「、法人の県民税」

を、「特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」の次に「、法人の事業税」を、「地方消費税」の次に「、県たばこ税」を加え、「軽油引取税の」を「法人の県民税及び法人の事業税に係るものにあつては宮古事務所及び八重山事務所の所管区域におけるもの並びに名護県税事務所及びコザ県税事務所の所管区域における徴収金の滞納処分その他の規則で定める事項に関するもの、軽油引取税に係るものにあつては」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税及び軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収の調査に関する事項について、那覇県税事務所及び当該県税の課税地を所管する県税事務所等（那覇県税事務所を除く。）の長に委任する。

第15条第2項中「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）について」を「徴収金の納付又は納入」に、「納付」を「対して」に改める。

（沖縄県石油価格調整税条例の一部改正）

第3条 沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削る。

第19条中「前条に規定する課税地を所管する県税事務所等（沖縄県税条例第2条第16号に掲げる県税事務所等をいう。）」を「那覇県税事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（沖縄県税条例第15条第2項の改正規定に限る。）の規定 令和3年2月1日

(2) 第1条の規定、第2条（沖縄県税条例第15条第2項の改正規定を除く。）の規定及び第3条の規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際第2条の規定による改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）の規定により県税事務所等（宮古事務所及び八重山事務所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は自動車税事務所の長がすることとなる処分その他の行為又は自動車税事務所の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、第2条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定により自動車税事務所の長がした処分その他の行為又は自動車税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際旧条例の規定により自動車税事務所の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に自動車税事務所の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は県税事務所等の長がすることとなる処分その他の行為又は県税事務所等の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、新条例の規定により県税事務所等の長がした処分その他の行為又は県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際旧条例又は第3条の規定による改正前の沖縄県石油価格調整税条例の規定により県税事務所等（那覇県税事務所を除く。以下この項において同じ。）の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は那覇県税事務所の長がすることとなる処分その他の行為又は那覇県税事務所の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、新条例又は第3条の規定による改正後の沖縄県石油価格調整税条例の規定により那覇県税事務所の長がした処分その他の行為又は那覇県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第50号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第51号

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「登録を受ける地」を「登録事務を所管する機関の所在地」に、「^{「(11)}狩猟税 狩猟者の登録を受ける地・⁽¹²⁾ 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」を^{「(11)}
⁽¹²⁾

狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地 に改める。

産業廃棄物税 最終処分場の所在地 ）」

附則第5項中「平成32年度」を「令和7年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第52号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第51条」を「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する法第54条」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの営業施設の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る営業施設の基準は、前2項に定めるもののほか、別表第3のとおりとする。

第3条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「知事は」の次に「、臨時の営業の場合その他前条に規定する営業施設の基準により難しい場合であって、かつ」を、「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第4条を次のように改める。

（営業許可証の掲示等）

第4条 知事は、法第55条の規定により許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により営業許可証の交付を受けた者（次項において「許可業者」という。）は、営業許可証をその営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 許可業者は、営業許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、営業許可証の再交付を申請することができる。

第5条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第6条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「受けようとする者」の次に「又は第4条第3項の規定により営業許可証の再交付を受けようとする者」を加え、同条第2項中「政令第35条に規定する営業」を「手数料を徴収する事務」に、「別表第

2」を「別表第4」に改める。

第7条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「許可」の次に「又は第4条第3項の規定により営業許可証の再交付」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品、添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じて間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 3 施設が住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と同一の建物にある場合は、それらと区画されていること。
- 4 施設の構造及び設備は、次に掲げるところによること。
 - (1) ほこり、汚水及び廃棄物による汚染を防止することができる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止することができる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の上部は、結露しにくく、結露によるかびの発生及び結露した水による食品等の汚染を防止するため換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井の材料及び構造は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易に行うことができるものであること。
 - (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設において、床面にあっては、不浸透性の材料で作られ、及び排水が良好であり、内壁にあっては、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - (5) 作業、検査及び清掃等を十分に行うための照度を確保できる照明設備を有すること。

- (6) 施設の必要な場所に適切な温度で十分な量の水道事業等により供給される水又は規則で定める飲用に適する水を供給することができる給水設備を有すること。
- (7) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置又は浄水装置を備え、その水源は、外部から汚染されない構造を有すること。
- (8) 貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
- (9) (6)の規定中「規則で定める飲用に適する水」とあるのは、法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用についての定めがある食品を取り扱う営業については「食品製造用水」と、食品製造用水又は殺菌した海水の使用についての定めがある食品を取り扱う営業については「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (10) 従業者の手指を洗浄消毒する装置及び洗浄後の手指の再汚染を防止する構造の水栓を備える流水式手洗い設備を必要な個数有すること。
- (11) 排水設備は、次の要件を満たすこと。
 - ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び汚水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
 - ウ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (12) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
- (13) 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍についての定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (14) 必要に応じてねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備又はこれらが侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (15) 従業者の数に応じた数の便所を有し、その便所は、次の要件を満たすこと。
 - ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (16) 原材料をその種類及び特性に応じた温度並びに汚染されない状態で保管すること

ができる十分な規模の設備を有すること。

- (17) 洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管する設備を有すること。
 - (18) 廃棄物を入れる容器又は保管する設備は、次の要件を満たすこと。
 - ア 不浸透性の材料を用い、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
 - イ 十分な容量を備えていること。
 - ウ 清掃がしやすいこと。
 - (19) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
 - (20) 従事者の数に応じた十分な広さがある更衣場所を作業場への出入りが容易な位置に配置すること。
 - (21) 食品等を洗浄するため、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有し、その設備は、必要に応じて温湯、蒸気等を供給することができる機能を備えること。
 - (22) 添加物を使用する施設にあつては、添加物を専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。
- 5 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、次に掲げるところによること。
- (1) 機械器具等は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
 - (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
 - (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、次の要件を満たすこと。
 - ア 耐水性の材料で作られていること。
 - イ 洗浄が容易であること。
 - ウ 温湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能であること。
 - (4) 固定された、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に配置すること。
 - (5) 組立式の機械器具等は、分解及び清掃をしやすい構造であり、必要に応じて洗浄又は消毒が可能な構造であること。
 - (6) 食品又は添加物を運搬する容器は、汚染を防止することができる専用のものを備えること。
 - (7) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流

量計その他の計量器を備えること。

(8) 作業場の清掃等をするために必要な数の専用の用具を備え、その保管場所を有すること。

(9) 従事者が清掃等の作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

6 次の(1)から(4)までに掲げる場合には、前各号に掲げる基準のうち、それぞれ(1)から(4)までに定めるものは、適用しない。

(1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業の場合 第4号(19)

(2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合 第4号(4)、(11)、(15)及び(20)

(3) 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において処理をする場合 第4号(4)、(11)、(15)及び(20)

(4) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合 第4号(15)から(17)まで及び(20)並びに前号(6)

7 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。別表第2第1号(1)において同じ。）をする場合にあっては、第2号並びに第4号(4)及び(11)から(13)までの規定にかかわらず、次に定める基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に設けないことができる。

(3) 冷蔵設備又は冷凍設備は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に設けることができる。

(4) 食品を取り扱う区域は、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画しないことができる。

8 次の(1)及び(2)に掲げる場合には、第1号から第5号までに掲げる基準のほか、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによること。

- (1) 政令第35条第27号及び第28号に規定する営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合 次のアからエまでの要件を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は作業区分に応じて区画された場所（以下「区画された場所」という。）を有すること。
- イ 原材料を保管する室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。
- エ 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- (2) 政令第35条第30号に規定する営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合 次のアからウまでの要件を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却に必要な設備を有すること。

別表第2（第2条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業（自動車において調理をする場合に限る。）
- (1) 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
- 2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（食品を調理し、調理された食品を販売する自動販売

機が屋内に設置されるものを除く。)

- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止することができる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材料であること。

3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業

- (1) 処理室を有すること。
- (2) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
- (5) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (4) 自動車において鮮魚介類を処理する場合にあっては、第1号(1)から(3)までの要件を満たすこと。
- (5) かきを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じてかきの浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を

有すること。

5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵設備、冷凍設備、製氷設備又は靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄又は冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 政令第35条第7号に規定する乳処理業

- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて洗瓶をする室若しくは区画された場所又は容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては受入検査及び貯蔵をする室又は区画された場所を、受入検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は区画された場所を有することを要しない。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は区画された場所、牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、充填及び密栓に必要な設備を有し、生乳

の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を備える殺菌設備を有すること。

- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業

- (1) 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有すること。

- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じて有すること。

- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じて有すること。

- (5) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

- (6) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。

イ 必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所又は羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

ウ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄設備及び消毒設備を有すること。

エ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉は、密閉することができる構造であること。

オ 摂氏60度以上の温湯を供給することができる洗浄設備及び摂氏83度以上の温湯を供給することができる消毒設備を有し、これらの設備は、供給する温湯の温度を確認することができる温度計を備えること。

- (7) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等は、密閉することができる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた鳥獣の種類及び頭数をいう。）に応じた量の水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有することとし、鹿又はいのししを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

ウ 汚水の貯留設備は、不浸透性の材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所は、処理室の入口に隣接するものとし、風雨、ほこり等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(8) 血液を加工する施設にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬用具を洗浄及び殺菌する室並びに原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

イ アに規定する各室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

エ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業

(1) 専用の照射室を有すること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整することができるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

(3) 照射線量を正確に測定することができる化学線量計を備えること。

11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解

凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

(4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化又は分離をするための設備を有すること。

14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製造に限る。）をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

(1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品

の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄又は解凍をするための室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、^{ばい}焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に^{らいかい}播潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合にあっては、第4号(5)アからウまでの要件を満たすこと。

17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業

製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて製品の調整又は包装をする室又は区画された場所を有すること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過又は加熱殺菌に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏8度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 食用油脂を製造する施設にあっては、製造する室又は場所は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油又は調合に必要な設備を有すること。

(3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設にあっては、製造する室又は場所は、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌若しくは冷却に必要な設備又は熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

(1) 製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の充填又は包装をする室又は場所^にあっては、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(3) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過又は圧搾製成に必要な設備を有すること。

(4) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

(1) 製造する品目に応じて製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の充填又は包装をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄若しくは検瓶又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(3) 製造する品目に応じて洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填又は密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装をするための設備を有すること。ただし、温かい状態で販売する豆腐を製造する場合は、冷却に必要な設備については、この限りでない。

(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

(1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料又は製品の乾燥、冷蔵又は冷凍をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、製造する品目に応じて混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調又は冷却に必要な設備を有すること。

25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。
- (3) 添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (4) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (5) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用

する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第2条関係）

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次の要件を満たすこと。

- (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- (2) 器具及び手指をそれぞれ洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては、当該生食用食肉が摂氏4度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- (5) 取り扱う生食用食肉が冷凍保存を要する場合にあつては、当該生食用食肉が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。
- (6) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次の要件を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠することができる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- (3) ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを零下18度以下で急速に凍結することができる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第4（第6条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
飲食店営業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
調理機能付き自動販売機営業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
食肉販売業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
魚介類販売業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
魚介類競り売り営業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
集乳業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
乳処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食肉処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円

食品の放射線照射業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
菓子製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
乳製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
清涼飲料水製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食肉製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
水産製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
冰雪製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
液卵製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食用油脂製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円

みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
酒類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
豆腐製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
納豆製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
麺類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
複合型そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第28号の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
漬物製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円

密封包装食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食品の小分け業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
添加物製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
営業許可証再交付手数料	第4条第3項の規定に基づく営業許可証の再交付	1件につき400円

附 則

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。

沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第53号

沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上の財産とする。

第2条 法の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第54号

公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により条例で定める県の内部組織は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年沖縄県条例第 号）第1条の規定による廃止前の沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）第1条に規定する沖縄県立芸術大学とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第55号

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

（沖縄県立芸術大学条例の廃止）

第1条 沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）は、廃止する。

（沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の廃止）

第2条 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年沖縄県条例第2号）は、廃止する。

（沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法人は、」の次に「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人及び」を加え、「第8条第5項第3号」を「第8条第5項第2号」に改める。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 第9条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(20) 第9条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第7条の4第2項中「第19号」を「第21号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員等の在職期間の計算）

第9条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員とな

つた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第21条第5項において「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第8条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

5 職員が第9条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（沖縄県情報公開条例の一部改正）

第5条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条の2」に改める。

第2条第1項中「病院事業の管理者」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第19条中「知事」の次に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第3章第1節中第20条の前に次の1条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

第20条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

附則第7項を次のように改める。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

7 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

(沖縄県個人情報保護条例の一部改正)

第7条 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第42条の2」に改める。

第1条中「県の機関」を「実施機関」に改める。

第2条第3項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第7項中「病院事業の管理者」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第8項中

「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第3項第9号中「地方独立行政法人」の次に「（県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第2項第2号において同じ。）」を加える。

第3章第4節中第43条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第42条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

第43条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

8 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第19号まで」を「第18号まで及び第21号」に改める。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第56号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料				
			所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	1,700	730	510	420	380
	第2種電柱		2,600	1,100	790	650	580
	第3種電柱		3,500	1,500	1,100	880	780
	第1種電話柱		1,500	650	460	380	340
	第2種電話柱		2,400	1,000	730	610	540
	第3種電話柱		3,400	1,400	1,000	830	740
	その他の柱類		150	65	46	38	34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15	7	5	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		9	4	3	2	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	640	450	370	330	

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	920	390	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,300	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	550	380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64	27	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92	39	27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140	59	41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	78	55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280	120	82	68	61
	外径が0.3メートル		370	160	110	91	81

	以上0.4メートル未満のもの							
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640	270	190	160	140	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920	390	270	230	200	
	外径が1メートル以上のもの		1,800	780	550	450	410	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額					
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額					
	上空に設ける通路		13,000	2,100	930	480	330	
	地下に設ける通路		7,600	1,300	560	290	200	
	その他のもの		3,100	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670
	標識		1本につき1年	2,400	1,000	730	610	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの	1本につき1月	2,500	430	190	96	67
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000	4,300	1,900	960	670
		その他のもの		13,000	2,100	930	480	330

政令第7条第2号に掲げる工 作物		占用面積1平 方メートルに つき1年	3,100	1,300	910	760	680
政令第7条第3号に掲げる施 設			Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	2,500	430	190	96	67
政令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に掲 げる施設			310	130	91	76	68
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0. 011を 乗じて 得た額	Aに0. 014を 乗じて 得た額	Aに0. 016を 乗じて 得た額	Aに0. 019を 乗じて 得た額	Aに0. 023を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0. 008を 乗じて 得た額	Aに0. 01を乗 じて得 た額	Aに0. 012を 乗じて 得た額	Aに0. 013を 乗じて 得た額	Aに0. 016を 乗じて 得た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0. 011を 乗じて 得た額	Aに0. 014を 乗じて 得た額	Aに0. 016を 乗じて 得た額	Aに0. 019を 乗じて 得た額	Aに0. 023を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器 具		占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.033を乗じて得た額				

別表備考第2号(2)中「豊見城市」の次に「、読谷村」を加え、同号(3)中「、読谷村」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

- (1) 令和3年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 令和4年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第36号）」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）」に改める。

ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第57号

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 雑則（第29条）」を「第9章 アルコール関連犯罪の防止（第29条—第10章 雑則（第34条）第33条）」に改める。

第1条中「すべて」を「全て」に改める。

第25条の見出しを削る。

第29条中「及び第28条」を「、第28条及び第31条」に改め、同条を第34条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 アルコール関連犯罪の防止

第29条 県は、アルコール関連犯罪（刑罰法令に触れる行為又はそれに類する行為で、酒に酔っている者が行い、又は当該者に対して行われるものをいい、沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年沖縄県条例第38号）第2条第5号に規定する飲酒運転に係るものを除く。以下同じ。）の防止に努めるものとする。

（アルコール関連犯罪に関する広報啓発）

第30条 県は、アルコール関連犯罪の防止に関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（アルコール関連犯罪の防止に関する指針の策定）

第31条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、アルコール関連犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

（アルコール関連犯罪の防止に関する措置）

第32条 県は、前条に規定する指針に基づき、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、アルコール関連犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等及び民間団体を認定する制度を設ける等県民等及び民間団体のアルコール関連犯罪防止のための自主的な活動の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(事業者等との連携)

第33条 県は、第31条に規定する指針に基づき、アルコール関連犯罪の防止に関する措置を講ずるに当たっては、酒類の製造又は販売を行う事業者、民間団体等と連携するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第59号

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2(見出しを含む。)中「第2項及び」を削る。

第6条中「第4条第6項」を「第4条第7項」に、「同条第1項から第5項まで」を「同条第1項から第6項まで」に改める。

第13条の2を削る。

第17条の2第1項中「2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に、「当該法人」を「2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人で県内に主たる事務所又は事業所を有する法人」に改め、同条第2項中「県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に改める。

第18条中「2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に、「当該法人」を「2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人で県内に主たる事務所又は事業所を有する法人」に改める。

第20条第1項中「2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に、「当該法人」を「2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で県内に主たる事務所又は事業所を有する法人」に改め、同条第2項中「県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に改める。

第21条第1項及び第2項中「県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に改め、同条第3項中「2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所等」を「那覇県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に、「当該法人」を「2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で県内に主たる事務所又は事業所を有する法人」に改める。

第27号様式及び第28号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

第95号様式の5中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県那覇県税事務所長 殿」に改める。

第95号様式の6及び第95号様式の7中「沖縄県 県税事務所長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第115条第22号及び第30号中「第122条第2項各号」を「第123条第2項各号」に改める。

第122条第1項の表沖縄県コザ県税事務所の項中「総務班 課税班 納税第1班 納税第2班」を「課税第1班 課税第2班 自動車税班 納税班」に改め、同表沖縄県那覇県税事務所の項中「総務班 個人班 法人班 間税班 納税第1班 納税第2班 不動産評価班 軽油引取税調査班」を「課税第1班 課税第2班 自動車税班 納税班 収納管理班 法人班 軽油調査課税班 不動産評価班」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第114条及び前項の規定にかかわらず、沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)その他の県税に関する条例の定めるところによる県税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県那覇県税事務所の所管区域を県一円とする。

第123条を次のように改める。

(所掌事務)

第123条 県税事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の県民税及び狩猟税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
 - (2) 個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税種別割(沖縄県税条例第143条第1項の規定による普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)及び県固定資産税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
 - (3) 前号に規定する税目に係る過料処分に関すること。
 - (4) ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の登録証票の保管、交付及び返納に関すること。
 - (5) 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の保管、交付及び返納に関すること。
 - (6) 法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税及び軽油引取税に係る調査、相談及び情報提供に関すること。
 - (7) 徴収金の徴収に関すること。
 - (8) 徴収金の滞納処分に関すること。
 - (9) 徴収金の徴収嘱託及び受託並びに徴取引継ぎ及び引受けに関すること。
 - (10) 徴収金の徴収猶予、滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。
 - (11) 督促状の発付に関すること。
 - (12) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金の収納保管に関すること。
 - (13) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関すること。
 - (14) 徴収金の決算及び統計に関すること。
 - (15) 県税及び県税外収入等の諸報告並びに納税証明に関すること。
 - (16) 収入証紙の受払いに関すること。
 - (17) 庶務に関すること。
- 2 沖縄県那覇県税事務所は、前項に掲げる事務のほか、次の事務を所掌する。
- (1) 利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税及び軽油引取税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること(軽油引取税に係るものにあつては、免税証及び免税軽油使用者証の交付及び返納に関するものを除く。)
 - (2) 法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、鉦区税、産業廃棄物税及び石油価格調整税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること(法人の県民税及び法人の事業税に関するものにあつては、沖縄県宮古事務所及び沖縄県八重山事務所の所管区域におけるもの並びに沖縄県名護県税事務所及び沖縄県コザ県税事務所の所管区域における徴収金の滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)で定める事項に関するものを除く。)
 - (3) 前号に規定する税目に係る過料処分に関すること。
 - (4) 軽油引取税及び産業廃棄物税に係る特別徴収義務者の登録証票の保管、交付及び返納に関すること。
 - (5) 沖縄県税条例第70条第2項の規定による不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定に

関すること。

(6) 県税に係る徴収金の滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事項に係る事務のうち沖縄県名護県税事務所若しくは沖縄県コザ県税事務所又は沖縄県宮古事務所若しくは沖縄県八重山事務所に
おいて行うことが困難であると知事が認めるもの

(7) ふるさと寄附金の受入に関する事。

第124条に次のただし書を加える。

ただし、沖縄県税条例の定めるところによる自動車税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務に係る
所管区域については、この限りでない。

第124条の表中「総務班 課税班」を「課税班 納税班」に改める。

第125条を次のように改める。

(所掌事務)

第125条 自動車税事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) 前号に規定する税目に係る過料処分に関する事。
- (3) 徴収金の徴収に関する事。
- (4) 徴収金の滞納処分に関する事。
- (5) 徴収金の徴収嘱託及び受託並びに徴収引継ぎ及び引受けに関する事。
- (6) 徴収金の徴収猶予、滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。
- (7) 督促状の発付に関する事。
- (8) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金の収納保管に関する事。
- (9) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関する事。
- (10) 徴収金の決算及び統計に関する事。
- (11) 県税及び県税外収入等の諸報告並びに納税証明に関する事。
- (12) 自動車税事務に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (13) 庶務に関する事。

(沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県石油価格調整税条例施行規則(平成27年沖縄県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿」を「沖縄県那覇県税事務所長 殿」に改める。

第2号様式中「県税事務所(事務所)長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

第3号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿」を「沖縄県那覇県税事務所長 殿」に改める。

第4号様式中「県税事務所(事務所)長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

第5号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿」を「沖縄県那覇県税事務所長 殿」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「県税事務所(事務所)長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「県税事務所(事務所)長」を「那覇県税事務所長」に改める。

第10号様式から第13号様式までの規定中「沖縄県 県税事務所長 殿」を「沖縄県那覇県税事務
事務所長 殿」に改める。

第14号様式中「県税事務所(事務所)長」を「沖縄県那覇県税事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条(沖縄県税条例施行規則第13条の2を削る改正規定に限る。)の規定は令和3年2月1日から、第1条(沖縄県税条例施行規則第13条の2を削る改正規定を除く。)、第2条及び第3条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条(沖縄県税条例施行規則第13条の2を削る改正規定を除く。)及び第3条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の沖縄県税条例施行規則又は第3条の規定による改正前の沖縄県石油価格調整税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用するこ

とができる。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第60号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「県税条例第52条（第1項第4号を除く。）の規定により」を削り、「又は促進区域対象施設」を「、促進区域対象施設又は地方活力向上地域特別償却適用設備」に、「取得した日」を「事業の用に供した日」に改め、「事業年度分に係る」の次に「県税条例第52条（第1項第4号を除く。）に規定する」を加え、「県税条例第58条第1項の規定により」を削り、「年分に係る」の次に「県税条例第58条第1項に規定する」を加え、同条第2項第3号ク中「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第61号

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

（沖縄県立芸術大学学則の廃止）

第1条 沖縄県立芸術大学学則（昭和61年沖縄県規則第13号）は、廃止する。

（沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の廃止）

第2条 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）は、廃止する。

（沖縄県立芸術大学大学院学則の廃止）

第3条 沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号）は、廃止する。

（沖縄県財務規則の一部改正）

第4条 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「海洋深層水研究所
芸術大学」 「所長
総務課長」 を 「海洋深層

水研究所」 「所長」 に改める。

（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正）

第5条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

沖縄県立看護大学学校医	日額 20,900
沖縄県立芸術大学学校医	日額 20,400

」 を

「

沖縄県立看護大学学校医	日額 20,900
-------------	-----------

」 に改める。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第5条の2第2項第19号」を「第5条の2第2項第21号」に改める。

第2条の5中「第19号」を「第21号」に改める。

（沖縄県行政組織規則の一部改正）

第7条 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

「第3款 職業能力開発校（第213条・第214条）

目次中 第7節の2 文化観光スポーツ部関係出先機関 を「第3款 職業能力開発校（第213条—第1款 芸術大学（第215条—第231条）」

第231条）」に改める。

第80条第10号中「県立芸術大学」を「公立大学法人沖縄県立芸術大学」に改める。

第3章第7節の2の節名及び同節第1款の款名を削り、第215条から第231条までを次のように改める。

第215条から第231条まで 削除

第250条の表中

学部長	芸術大学及び看護大学	学部の事務を掌理する。
研究科長		研究科の事務を掌理する。
附属図書・芸術資料館長	芸術大学	附属図書・芸術資料館の事務を掌理する。
附属研究所長		附属研究所の事務を掌理する。
学生部長	芸術大学及び看護大学	学生部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局長		事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

を

学部長	看護大学	学部の事務を掌理する。	に改め、同表課長
研究科長		研究科の事務を掌理する。	
学生部長		学生部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
事務局長		事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

」

の項中「芸術大学及び」を削る。

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

第8条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、沖縄県立芸術大学」を削る。

別表第2 芸術大学長の項を削る。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第9条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成18年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

「第19号まで」を「第18号まで及び第21号」に改める。

（沖縄県標準的な職を定める規則の一部改正）

第10条 沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の4中「及び芸術大学」を削り、同表3の項の1中「沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）第5条第1項に規定する学長及び」を削り、同項の2中「沖縄県立芸術大学条例第5条第1項に規定する教授、」及び「、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長」を削り、同項の3中

「沖縄県立芸術大学条例第5条第1項に規定する准教授及び同条第2項に規定する講師並びに」を削り、同項の4中「沖縄県立芸術大学条例第5条第1項に規定する助教及び」を削り、同項の5中「沖縄県立芸術大学条例第5条第1項に規定する助手及び」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第523号

令和元年沖縄県告示第266号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表沖縄県立芸術大学入学試験の項を削る。

訓 令

沖縄県訓令第43号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（沖縄県立芸術大学学校医設置規程の廃止）

第1条 沖縄県立芸術大学学校医設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）は、廃止する。

（文書管理規程の一部改正）

第2条 文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2芸術大学の項を削る。

（沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部改正）

第3条 沖縄県標準職務遂行能力を定める規程（平成27年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第3(1)の表及び別表第3(2)の表」を「別表第3」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 学長	1 倫理	県民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	2 構想	大局的な視野と将来の展望に立って、大学運営を推進することができる。
	3 判断	大学の重要課題について、適切な判断を行うことができる。
	4 説明・調整	大学運営について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、高次元の調整を行うことができる。
	5 組織統率	大学の施策形成力と施策実施力を高め、目標達成に向けて学内組織をまとめていくことができる。

2 教授	1 倫理	県民全体の奉仕者及び教育・研究者として、公正に職務を遂行することができる。
	2 構想	大学を取り巻く状況を適切に把握し、所管業務や担当業務の課題について基本的な方向性を示すことができる。
	3 判断	所管業務や担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	4 説明・調整	所管業務や担当業務の責任者として、組織方針の実現に向けて学長を補佐し、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	5 組織統率	大学の施策形成力と施策実施力を高め、目標達成に向けて所属組織をまとめていくことができる。
	6 人材育成	所管業務や担当業務の責任者として教員の指導・育成ができる。
3 准教授	1 倫理	県民全体の奉仕者及び教育・研究者として、公正に職務を遂行することができる。
	2 構想	大学を取り巻く状況を適切に把握し、担当業務の運営に関する課題に対応するための方針を示すことができる。
	3 課題対応	担当業務の課題について適切に判断し、対応することができる。
	4 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて関係者と調整を行うことができる。
	5 統率	大学の目標達成に向けて、担当業務に関わる教員をまとめていくことができる。
	6 人材育成	担当業務に関わる教員の指導・育成ができる。
4 助教	1 倫理	県民全体の奉仕者及び教育・研究者として、公正に職務を遂行することができる。
	2 企画	大学の方針に基づいて、課題解決の企画・立案をすることができる。
	3 課題対応	担当業務の課題について、適切に対応することができる。
	4 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	5 人材育成	担当業務に関わる助手等に適切に助言することができる。
5 助手	1 倫理	県民全体の奉仕者及び教育・研究者として、公正に職務を遂行することができる。
	2 課題対応	担当業務の課題について、適切に対応することができる。
	3 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うことができる。

(沖縄県職員人事評価実施規程の一部改正)

第4条 沖縄県職員人事評価実施規程(平成27年沖縄県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1注9中「芸術大学及び」を削る。

(沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第5条 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程(平成28年沖縄県訓令第5号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条の表中

文化観光スポーツ部	国際交流員	国際交流に係る翻訳及び通訳並びに異文化の理解のための交流活動等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学教育補助専門員	授業の準備、連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学保健業務専門員	健康診断、健康相談、救急処置等保健管理に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学図書業務専門員	図書・芸術資料の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学技術専門員	実習授業等に要する機械器具の操作、保守等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学客員教授	専攻の領域における教育及び研究に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学事務業務補助員	学績管理、入試等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学国際交流コーディネーター	留学生等の相談、助言及び援助並びに国際交流等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学スクールカウンセラー	学生等のカウンセリング、助言、援助等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学就職支援アドバイザー	就職等の相談及び助言、就職ガイダンス等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学施設管理専門員	大学各施設及び敷地の維持管理、管理委託業務に係る連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学視覚障がい者支援員	教科書、副教材等の点訳その他の視覚障がいのある学生の支援に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学非常勤講師	学生に対する講義等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学情報技術専門員	大学内の各ネットワークの管理体制の構築等に関する補助的又は定型的な業務

を

文化観光スポーツ部	国際交流員	国際交流に係る翻訳及び通訳並びに異文化の理解のための交流活動等に関する補助的又は定型的な業務
-----------	-------	--

に

改める。

(会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部改正)

第6条 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程(令和2年沖縄県訓令第6号)の一部を次のように改める。

第2条第1項第15号から第17号までを削る。

第3条の表県立芸術大学教育補助専門員の項から県立芸術大学情報技術専門員の項までを削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事項

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第22号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「県立看護大学の事務局長 県立芸術大学の事務局長」を「県立看護大学の事務局長」に改め、同表3種の項中「県立看護大学及び県立芸術大学」を「県立看護大学」に、「県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長 県立芸術大学の学部長、学生部長、附属図書・芸術資料館長及び附属研究所長」を「県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条中「定める者は、」の次に「沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員又は」を加える。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1 県立芸術大学の項を削る。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中	職業能力開発校	校長 総務班の班長	を
	芸術大学	学長 学部長 学生部長 附属図書・芸術資料館長 附属研究所長 事務局長 総務課長	

職業能力開発校	校長 総務班の班長	に改める。
---------	-----------	-------

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第6条 単身赴任手当に関する規則(平成2年沖縄県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「使用される者」の次に「(第3号にあっては、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員に限る。)」を加え、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人

(沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第7条 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年沖縄県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第3項中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--